横浜市金沢区長 永井 京子 様

横浜市富岡八幡公園こどもログハウス 指定管理者選定委員会 委員長 後藤 彰

横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会の 選定結果について(報告)

標記結果について、平成24年3月22日金地振第1582号「横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会運営要綱」第10条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

# 横浜市富岡八幡公園こどもログハウス 指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和3年8月

# 1 経緯

横浜市富岡八幡公園こどもログハウスの第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市富岡 八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、応募 者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長 後藤 彰 (日本体育大学スポーツ文化学部教授)

委 員 鈴木 祥子 (税理士)

大胡 隆文 (富岡第二地区連合町内会会長) 魚谷 晶子 (金沢区主任児童委員連絡会代表)

内倉 直樹 (金沢区スポーツ推進委員連絡協議会富岡第二地区会長)

## 3 指定候補者 選定の経過

日に候補名 選定の程则	
経過項目	日程
◆第1回選定委員会 (傍聴人なし)	令和3年4月21日(水)
1 委員長の選出について	
2 委員会の公開について	
3 公募要項について	
4 選定スケジュールについて	
5 評価基準項目について	
公募書類の配布 (ホームページにて公表)	令和3年4月30日(金)
	~6月30日(金)
現地見学会及び応募説明会	令和3年5月17日(月)
※申込は、5月14日(金)午後5時まで	
(申込なし)	
公募に関する質問受付(質問なし)	令和3年5月18日(火)
	~5月24日(月)
公募に関する質問回答	質問なしのため回答なし
応募書類の提出(1団体)	令和3年6月29日(火)
	~30 日 (水)
◆第2回選定委員会	令和3年8月18日(水)
1 公開プレゼンテーション(傍聴人なし)	
2 審査	
	•

## ◆は選定委員会

#### 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション(発表及び質疑) を行いました。

なお、評価は、各委員が加減点項目を除く評価基準項目の合計 105 点満点で採点した上

で、合計点を取って委員会としての点数としました。また、加減点項目として、各委員が $-5\sim+15$ 点をもって評価に加える事ができることとしました。

	項目	審査の視点	配点
1	団体の状況		20
	(1)団体の理念、基本方 針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	10
	(2)応募理由	区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した 妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感 じられるか。	10
2	職員配置・育成		15
	職員の確保、配置及び 育成	・施設及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画になっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	15
3	施設の管理運営		30
	(1) 施設及び設備の維 持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全 (施設・設備の点検など)計画となっているか。	5
	(2) 小破修繕への取組	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。 ・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5
	(3) 事故防止体制・緊 急時(防犯)の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、 連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
	(4) 防災に対する取組	・横浜市(区)防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	5
	(5) 利用者ニーズ・要 望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対 する改善方法に具体性があるか。	5
	(6)個人情報保護・情報 公開、人権尊重、環境 への配慮、市内中小 企業優先発注など、 本市の重要施策を踏 まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
4	事業の企画・実施		20
	(1) 事業計画、事業展 開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるととも に、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画と なっているか。	5
	(2) 施設の利用促進	・質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 ・利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5
	(3) 地域課題の理解及 び、課題を踏まえた 事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営及び事業計画になっているか。	5

	(4)関係機関及び地域 団体との連携	関係機関及び近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町 内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	5
5	収支計画及び指定管理料		15
	(1)指定管理料	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な 指定管理料となっているか。	5
	(2)施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設 の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10
6	新型コロナウイルスへの	対応等	5
	新型コロナウイルス感 染症等の拡大防止に係 る対応	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の対策・工夫(事業の企画・実施)が提案されているか。	5
7	加減点項目		
	(1) 市内中小企業等で あるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同組合小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5 又は 0
	(2) 前期の管理運営の	・実績が良好であるか。	<b>-</b> 5
	実績(現在の指定管	・新型コロナウイルス感染症拡大対策を踏まえた事業上の工	$\sim$
	理者のみ)	夫・対策実績が良好であるか	+10
		合 計	105 点 -5~+15

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のない ことを確認しました。

## 【公募要項15ページ 5 公募及び選定に関する事項(5)応募条件等について】

#### ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること。(法人格は不要。ただし個人は除く)

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものである こと
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限され

ていること

- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排 除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配 法人等をいう。)であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表(様式6)」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)
- コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体(1団体)

特定非営利活動法人 Woodcraft

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	特定非営利活動法人 Woodcraft

## \* 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者
1	団体の状況	100 点	66 点
2	職員の配置・育成	75 点	57 点
3	施設の管理運営	150 点	108 点
4	事業の企画・実施	100 点	68 点
5	収支計画及び指定管理料	75 点	48 点
6	新型コロナウイルスへの対応等	25 点	18 点
7	加減点項目	-25~+75 点	29 点
合	<u>+</u>	525 点 (-25~+75 点)	394 点

## 8 審査講評

指定候補者(特定非営利活動法人 Woodcraft)

これまでの事業の継続性が評価されたほか、第三者評価が高く地域との関係も良好であり利用者からの要望に対しても適切に応えてきており、コロナ禍における対応も適切であるなどの評価が高く、引き続き事業を継続していくことが適切であるとの意見が多かった。

一方で、法人本部と施設との関係性についてよりコミュニケーションをはじめとする指導について強化が必要との指摘や救命救急の取組として幼児用の AED 設置検討や法人としての決算内容として仮勘定などの内容をより明確化する必要があるなどの指摘があった。

# 9 総評

指定候補者 (特定非営利活動法人 Woodcraft)

1団体からの応募があり、選定委員会で議論した結果、委員5人の合計点が394点で指定候補者は現指定管理者である特定非営利活動法人Woodcraftに決定した。選定基準項目、各委員の配点については別紙、評点集計表のとおりである。指定管理者となった団体については、これまでの良好な実績を踏まえた施設管理を継続しながら、さらに利用者からの要望に応え選定委員会で指摘された問題点を改善し、より良い施設運営につなげてほしい。